

PRESS RELEASE

前橋市報道発表資料

令和3年8月26日

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内2091～2123例目）

前橋市内で33件(2091～2123例目)の新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
1	2091 (13734)	8月25日	50代	女性	無職	市内2035例目 の同居家族	—	無症状
2	2092 (13738)	8月25日	30代	男性	自営業	陽性者の接触者	8月21日	軽症
3	2093 (13739)	8月25日	50代	女性	パート 従業員	—	8月20日	軽症
4	2094 (13745)	8月25日	10代	女性	学生	陽性者の接触者	8月22日	軽症
5	2095 (13771)	8月25日	50代	女性	無職	市内2037例目 の同居家族	8月18日	軽症
6	2096 (13773)	8月25日	60代	男性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月22日	軽症
7	2097 (13779)	8月25日	20代	男性	会社員	陽性者の接触者	8月24日	軽症
8	2098 (13780)	8月25日	10代	男性	学生 (市外)	—	8月20日	軽症
9	2099 (13793)	8月25日	30代	男性	福祉事業 従事者 (市外)	—	8月21日	軽症
10	2100 (13794)	8月25日	30代	女性	無職	—	8月14日	軽症
11	2101 (13795)	8月25日	30代	女性	会社員 (市外)	—	8月21日	軽症
12	2102 (13805)	8月25日	60代	女性	無職	—	8月16日	軽症

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
13	2103 (13815)	8月25日	10歳 未満	女性	小学生	—	8月23日	軽症
14	2104 (13816)	8月25日	30歳	男性	会社員	市内2022例目 の濃厚接触者	8月22日	軽症
15	2105 (13817)	8月25日	20代	男性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月23日	軽症
16	2106 (13818)	8月25日	30代	女性	パート 従業員	—	8月23日	軽症
17	2107 (13872)	8月25日	20代	男性	学生	—	8月21日	軽症
18	2108 (13873)	8月25日	30代	女性	アルバイト	陽性者の接触者	8月22日	軽症
19	2109 (13874)	8月25日	20代	男性	学生 (市外)	陽性者の接触者	8月23日	軽症
20	2110 (13875)	8月25日	10代	男性	会社員	—	8月23日	軽症
21	2111 (13876)	8月25日	40代	男性	会社員	陽性者の接触者	8月23日	軽症
22	2112 (13877)	8月25日	50代	男性	自営業	—	8月24日	軽症
23	2113 (13895)	8月25日	40代	男性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月24日	軽症
24	2114 (13979)	8月25日	60代	男性	会社員	市内2024例目 の同居家族	8月24日	軽症
25	2115 (13980)	8月25日	10代	女性	高校生	市内2024例目 の同居家族	—	無症状
26	2116 (13982)	8月25日	40代	女性	会社員	—	8月23日	軽症
27	2117 (13983)	8月25日	50代	男性	会社員	—	8月22日	軽症

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
28	2118 (13984)	8月25日	20代	女性	学生	県内13159例目の濃厚接触者	8月21日	軽症
29	2119 (14002)	8月25日	20代	女性	無職	市内1980例目の同居家族	8月24日	軽症
30	2120 (14003)	8月26日	30代	男性	会社員 (市外)	—	8月24日	軽症
31	2121 (14005)	8月26日	80代	男性	団体職員	—	8月25日	軽症
32	2122 (14006)	8月26日	40代	男性	自営業	—	8月24日	軽症
33	2123 (14007)	8月26日	40代	女性	無職	—	8月24日	軽症

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。検査結果が陽性となった場合は、別途報告します。

市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。
公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

報道関係者の皆様へお願い 引き続き調査を行い、必要な情報は随時発表いたします。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電 話 <平日> 直通 / 027-220-5779

<夜間・休日> 027-224-1111 (当直室) から内線84-2216へ